

電力データを活用した空家等実態調査及び利用に関する協定書

電力データを活用した空家等実態調査及び利用に関し、狛江市（以下「市」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「事業者」という。）との間において、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市が空家等の実態を把握し、空家等に係る施策の推進を図るとともに、事業者が電力データを空家等に係る施策に活用するための課題及び有用性に関する知見を得るため、市と事業者の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 調査 市が空家等の実態を調査するために行う調査
- （2） 推定空家情報 事業者が電力データから推定した空家の情報

（事業の内容）

第3条 この協定に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 事業者は、推定空家情報を抽出し、市に提供する。事業者から市へ提供する情報項目については別途定める。
- （2） 市は、事業者から提供を受けた推定空家情報を基に、建物の外観目視等による調査を実施する。
- （3） 前号に定める調査等後も、市は推定空家情報の提供（以下「再提供」という。）を事業者に求めることができる。時期・頻度については別途定め、再提供に対しては、市は前号の適用を受けない。
- （4） 第2号に定める調査を通じて推定空家情報等に関する課題が明らかとなった場合は、市及び事業者は双方協力して課題解決に取り組むものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。

2 有効期間満了日の1箇月前までに、事業者、市のいずれからも申出がない場合、更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第5条 本有効期間中においても、事業者又は市は、1箇月以上の予告期間をもって、事業者と市が協議の上、本協定を解除することができる。

（費用の支払）

第6条 第3条各号に掲げる内容の実施に要する費用は、各自が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業化等の状況の変化により、合理性が認められる場合

は、事業者は市へ第3条第3号に定めた再提供に関して発生した費用を請求することができる。請求額、支払い方法等は協議の上、決定するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 事業者及び市は、個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例(平成13年条例第1号)、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年条例第113号)のほか、その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 事業者及び市は、本協定の取組により知り得た所有者等に関する個人情報等を適切に管理し、本協定の目的以外に使用し、又は第三者(本条と同等の守秘義務を課した委託先を除く)に漏らしてはならない。ただし、所有者等本人の承諾を得た場合又は個人が特定できない統計情報として使用する場合は、この限りでない。

3 前項に定める義務は、本協定終了後も存続するものとする。

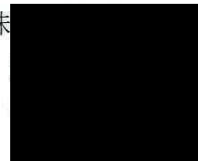
(協議)

第8条 この協定の定めのない事項又は本協定の履行に当たり疑義が生じた場合は、事業者と市が協議の上、決定するものとする。

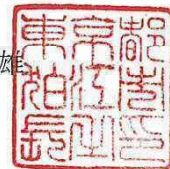
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、事業者及び市それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 3年 9 月 29 日

事業者 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力パワーグリッド株
事業開発室室長 田村



市 狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄



電力データを活用した空家等実態調査及び利用のスキーム図

令和3年10月12日
庁議資料

